

廿日市市筏津地区公共施設再編事業 基本協定書（案）・契約書（案）等への質疑に対する回答

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
1	基本協定書 (案)	1	第2条2項	「企画提案審査委員会及び市の要望を尊重するもの」とありますが、企画提案審査委員会は事業者選定後も存続するのでしょうか。要望の内容によってはコストやスケジュールに大きく影響するものと考えます。尊重される期間の限定(実施設計時まで等)や要望される貴市の担当課の特定をお願いします。	審査委員会は事業者選定後は存続しません。本条は事業契約に向けた協議についての事項です。 ここに示す「要望」とは、提案内容を具体化する際に配慮を希望する項目であり、提案内容の変更や、募集要項、要求水準書を超える対応を求めるものではありません。よって、コストやスケジュールに影響を及ぼすことはありません。
2	基本協定書 (案)	2	第7条1項	「令和2年5月末」とありますが、事業契約の仮契約の締結は令和2年5月末、6月議会をもって本契約としての効力発生という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	基本協定書 (案)	2	第7条3項	「事業契約に係る本契約としての効力発生前までに」とありますが、基本協定書の締結から本契約としての効力発生前までという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	基本協定書 (案)	2	第7条3項	「事業者のいずれかが本事業の選定手続において市が公表した募集要項に記載する参加者の資格要件を満たさないことが判明したとき」とありますが、「事業者」とは、本協定書記載の「代表事業者」及び「構成事業者」に限定されている理解で宜しいでしょうか。「協力事業者」や「委託事業者」については含まれない理解で宜しいでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。 協力事業者もSPCから直接業務を受託できることとしており、その旨を基本協定書内で定め、契約締結に向けて協議を進めていくことから、「事業者」には代表事業者、構成事業者及び協力事業者を含みますので、基本協定書（案）前文及び第4条を修正いたします。
5	基本協定書 (案)	2	第7条3項、4項	基本協定書（案）第7条3項及び4項の規定に該当した際に、該当した事業者を同等の実績・能力を持つ新しい事業者と変更することで、契約締結の協議や手続きを続行することは可能でしょうか。	提案内容を確実に実現できることを前提に、可能とします。ただし、代表事業者がこの規定に該当する場合は認められません。募集要項P.11「第3 3(4)イ(イ)、ウ」と同様の内容を基本協定書（案）に追加します。
6	基本協定書 (案)	3	第7条5項	「協力するもの」とありますが、具体的に協力はどのようなことを想定しておりますでしょうかご教示ください。	SPCを設立した場合も、市と事業者は事業契約の円滑な履行のために誠実に協力し合うことを定めた努力義務であり、具体的な事項において協力する義務を定めたものではありません。
7	基本協定書 (案)	3	第8条1項	本条で定める内容は、各事業者が本件以外に行う事業全体を対象としていると読めます。本事業期間全体にわたり、各事業者に当該条件を課すことは過大と思われる。対象を「本事業」に限定いただくことは可能でしょうか。	本項の規定は本事業以外の案件にも適用されます。 なお、契約解除に関する事項は契約書（案）において規定していることから、基本協定書（案）第8条1項の「事業契約締結後においては、事業契約を解除することができる。」という規定を削除します。
8	基本協定書 (案)	3	第8条1項	基本協定書（案）第8条1項に該当した場合の違約金に関しまして、基本協定書（案）第8条2項の規定と、契約書（案）第118条の規定はどちらが優先されますでしょうか。	契約書が優先されます。 なお、回答No.7のとおり、基本協定書（案）第8条1項を修正します。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
9	基本協定書 (案)	3	第8条1項	第8条1号乃至4号に規定につきまして、本件に全く関係がない事案が対象となる恐れがあり、応募者として過度なリスクとなるため、本項の対象は、本事業に関することに限定されているという理解でよろしいでしょうか。	回答No.7のとおり、基本協定書（案）第8条1項を修正します。
10	基本協定書 (案)	4	第8条2項	「違約金を連帯して市に払わなければならない」とありますが、本条項は事業契約締結までの期間に限定される内容という理解でよろしいでしょうか。事業契約書	ご理解のとおりです。 回答No.7のとおり、基本協定書（案）第8条1項を修正します。
11	基本協定書 (案)	4	第8条2項	「違約金を連帯して市に払わなければならない」とありますが、本事業に関する不正行為があった場合に限定される理解でよろしいでしょうか。事業契約書案第118条にも同様な内容が重複して設けられています。	ご指摘ありがとうございます。 契約書にあわせ、基本協定書（案）第8条2項中、違約金の支払いが生じる場合を「前項の規定により事業契約が締結できない又は成立しないとき」に変更します。
12	基本協定書 (案)	4	第8条2項	第7条3項についても違約金の支払い対象とされていますが、参加者の資格要件は対象外とするよう再考願えませんでしょうか。	ご理解のとおりです。 回答No.11のとおり、基本協定書（案）第8条2項を修正します。
13	基本協定書 (案)	4	第8条2項	第7条3項「事業者のいずれかが参加者の資格要件を満たさなくなった場合」に該当した場合の違約金支払いですが、「事業者」とは、本協定書記載の「代表事業者」及び「構成事業者」に限定されている理解で宜しいでしょうか。廿日市市から指名停止措置を受けた場合には第7条3項に該当すると思いますが、「協力事業者」を含める場合でも「委託事業者」の参加資格要件喪失に関しては含まないようご検討をお願いいたします。	回答No.4のとおり、「事業者」には協力事業者を含みますが、回答No.11のとおり、第8条2項を修正します。
14	基本協定書 (案)	4	第8条2項	第7条3項に該当した場合は違約金を連帯して市に支払わなければならないとありますが、事故等による指名停止による参加資格の喪失による違約金は全国企業としては過度なリスクとなります。そのため、独禁法違反や暴対法違反等の悪質な違法行為を定めている第8条の場合のみを違約金の対象としていただきたく存じます。	回答No.11のとおり、基本協定書（案）第8条2項を修正します。
15	基本協定書 (案)	4	第8条2項	本項の対象は、本事業に関する事項に限定されているという理解でよろしいでしょうか。	本項の規定は本事業以外の案件にも適用されます。 なお、回答No.7のとおり基本協定書（案）第8条1項を修正します。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
16	基本協定書(案)	4	第8条2項	第7条第3項若しくは第4項又は前項各号のいずれかに該当したときは、継続した場合でも違約金を必ず市に支払う立付けとなっておりますが、事業継続にも関わらず違約金を請求される規定は民間事業者にとって過度なリスクとなりますので、第8条第1項各号のいずれかに該当した当該構成事業者及び協力企業者が変更できず、事業契約の不締結又は解除になった場合は、市はサービス対価1の10分の1に相当する違約金を請求することができるという規定に変更していただきたく宜しくお願い致します。	回答No.11のとおり、基本協定書(案)第8条2項を修正します。
17	基本協定書(案)	4	第9条1項	「本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるもの」とありますが、事業者選定後は設計にかかわる申請業務や事前協議は行えるものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	基本協定書(案)	5		「市及び事業者が各1通を保有する」とありますが、事業者は総称であり、事業者の中で保有者を特定する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	基本協定書(案)	4	第12条1項	「本協定の期間は、本協定締結のときから事業契約が終了する日まで」とありますが、事業者の構成等が変更になった場合、本協定も変更契約を行うことになるのでしょうか。	原則として、変更契約を締結します。
20	基本協定書(案)	4	第12条	事業が終了したにも関わらず違約金を請求される第8条の規定の効力が存続するのは民間事業者にとって過度なリスクとなりますので、本条のただし以下の文言から第8条を削除頂きたいと存じます。	基本協定の解除については基本協定書(案)第8条において定められていることから、基本協定書(案)第12条中、基本協定の効力の存続する内容のうち「第8条、第10条」の規定を削除します。
21	契約書(案)	4	第7条3項	「この契約書、募集要項、提案書類の順位その解釈が優先する」と記載ありますが、基本協定書の扱いはどのように考えればよいでしょうか。	契約書の次に位置しますので、契約書(案)第7条3項を修正します。
22	契約書(案)	5	第12条3項	サービス対価1の算定項目の7項目内のそれぞれ100分の10以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険をかければ十分に本契約を保証できますので、算定項目のそれぞれ100分の10以上の保険をかければよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	契約書(案)	11	第31条	「工事監理者を本件工事の現場に常駐」とありますが、定例会議等によって工事の品質を十分に確保することを前提に、コスト縮減の観点で常駐は必要ないと考えます。	本事業は、工事内容の複雑性及び本市においては事例の少ない大きな規模の案件であることから、工事監理者の常駐を求めています。品質を確保した上での工事監理の方法については、提案に委ねることとしますので、契約書(案)第31条2項を修正します。 なお、常駐する場合の工事監理者は管理技術者である必要はありません。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
24	契約書(案)	11	第31条2項	現場常駐が必要な工事監理者は、1項の管理責任者にはかからないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 回答No.23のとおり、常駐する工事監理者は管理責任者（管理技術者）である必要はありません。
25	契約書(案)	16	第53条1項	「サービス対価を元本として年3.0パーセントの割合により計算した額を違約金として支払う」とありますが、3%の根拠をお示しいただけますでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。 令和2年4月より施行される改正民法第404条第2項で定められた利率を適用していましたが、市での運用を統一するため、廿日市市「建設工事請負契約約款」における利率2.7%（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号））の値を準用するように契約書（案）を修正します。
26	契約書(案)	18	第60条1項	「受注者は、要求水準書に従い、本施設の維持管理・運營業務を統括する統括責任者を選任し、維持管理運営開始日の12ヶ月前までに市に届けなければならない。」とあるが、要求水準書p38 2 統括管理業務（2）ア（ア）においては、「統括責任者及び配置予定の各業務責任者、必要な有資格者の経歴・資格等」は供用開始6ヶ月前までに提出することとなっている。要求水準書を正とし、6ヶ月前の提出という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P.36「第8 1(2)ア(ア)」及び契約書（案）第60条のとおり、統括責任者は維持管理運営開始日の12ヶ月前までに選任してください。これは、維持管理運営開始日の12ヶ月前から、新施設の供用開始の準備が必要と考えるためです。 なお、要求水準書P.38「第8 2(2)ア(ア)」の記載は、業務計画のうち、基本計画において記載していただく内容を定めているものです。
27	契約書(案)	18	第60条5項	「市は、前4項に基づき選任及び配置又は変更された統括責任者及び業務責任者が不相当又はこの契約等に定める基準に合致していない等、変更を求める合理的な事由がある場合には、30日以上の猶予期間を設けて、統括責任者又は業務責任者を変更するよう受注者に求めることができる。」とあるが、「不相当又はこの契約等に定める基準に合致していない」の具体的な基準をお示しください。	「本契約を履行するための必要な能力を有していない、又は能力を発揮していないと市が判断した者」を指します。
28	契約書(案)	22	第82条3項	「市の責任及び費用においてかかるも模様替えを行うことができる」と記載ありますが、模様替えの計画において市及び受注者が内容の協議をすることができるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	契約書(案)	22	第82条5項	「受注者の維持管理業務の期間終了後、維持管理業務の要求水準を満たさず、市が修繕を実施することが必要となったときは、受注者は、当該修繕の実施に必要な費用を負担しなければならない。」とあるが、期間終了後に発生した修繕は、事業者起因するものとは限らないため、費用負担は免除いただきたい。	ご指摘ありがとうございます。 これは、事業期間中に事業者がすべき維持管理業務を怠っていたことに起因する修繕を意味しています。事業者がすべき修繕については、要求水準書P42「第9 1(4)エ」に記載のとおり、事業期間終了2年前に施設の調査・評価を実施した結果に基づき決定します。 内容を明確化するため、契約書（案）第82条第5項を「維持管理業務の不備に起因して市が修繕を実施することになった場合は、維持管理運営期間終了後であっても、受注者は当該修繕の実施又は当該修繕に必要な費用を負担しなければならない。」に修正します。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
30	契約書(案)	27	第106条1項5号	「代表事業者、構成事業者及び協業事業者が基本協定の規定に反したとき」と記載ありますが、委託事業者は含まれないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	契約書(案)	28	113条	現状の規定ですと、本事業が継続できない状況にあるにもかかわらず、指定管理者の指定が解除されていないために本契約が解除できないという立て付けになってしまいます。本事業の解除と指定管理者の指定の取り消しは同時に行う規定としていただきたく存じます。	契約の解除と指定の取消しはできる限り同時に行う予定ですが、双方は異なる制度上の行為であるため、双方の時期が異なった場合の取扱いを定めた規定です。
32	契約書(案)	29	118条1項1号	違約金「サービス対価1の100分の10に相当する金額」には、消費税も含まれますでしょうか。	消費税及び地方消費税を含みます。
33	契約書(案)	29	118条1項2号	違約金「当該解除が生じた事業年度のサービス対価2の1年分に相当する金額」には、消費税も含まれますでしょうか。尚、引渡以後の違約金は「事業年度のサービス対価1年分の100分の10に相当する金額」が一般的となっております。再考願えませんでしょうか。	原案のとおりとします。 契約解除の際には、事業者の再公募やその期間の施設の維持管理運営及び引き継ぎ業務等の市のリスクを考慮し、妥当と考えます。
34	契約書(案)	30	118条8項	2号に規定される引渡日以降の事業年度のサービス対価2の1年分に相当する金額とありますが、通常の場合ですと事業年度のサービス対価の10分の1に相当する金額が多く、サービス対価2の1年間分に相当する金額を業務受託者に求められる可能性があることは過度なリスクとなり、参画企業が減るまたは、リスクを見込み、入札価格が高くなります。通常のパフィ案件と同様に事業年度のサービス対価2の10分の1相当の金額としていただきたく存じます。	違約金には消費税及び地方消費税を含みます。 回答No.33を参照してください。
35	契約書(案)	29	118条第1項1号	本条第1号の規定に定める違約金は基本協定書第8条2項に定められる違約金と二重に課されることはないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 回答No.7のとおり、基本協定書(案)第8条1項を修正します。
36	契約書(案)	29	118条第8項	本条第8項の規定に定める違約金は基本協定書第8条2項に定められる違約金と二重に課されることはないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 回答No.7のとおり、基本協定書(案)第8条1項を修正します。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
37	契約書 (案)	31	121条第1項	本事業に直接関係する法令の新設及び変更による増加費用は市の負担とありますが、実際は「本事業に直接関係する法令」が指す法令はとても狭い範囲の法令のみであり、ほとんどの法令変更がこの規定に当てはまらないという事象が起きております。 PFI事業は事業期間が長く、すべての法令変更を予測するのは不可能であり現状の規定ですと、事業者側の過度なリスク負担となりますので、本事業に直接関係する法令の新設及び変更、要求水準書に規定された業務の仕様及び水準を満たすために追加の業務・その他の対応による増加費用は市が負担し～と変更していただきたく宜しくお願い致します。	本項の『本事業に直接関係する法令の新設及び変更』とは、本事業に類型的又は特別に影響を及ぼすような法令の新設及び変更を意味し、それに係る増加費用は市が負担しますが、それ以外の広く民間企業一般に影響を与える法令の変更による増加費用は受注者が負担することを定めた規定であり、一般的な法令変更のリスク分担と同様であるものと考えておりますので、原案のとおりとします。 なお、消費税法の変更も含まれますので、契約書(案)を修正します。
38	契約書 (案)	47	別紙2 第6 1(2) サービス対価の 減額	開業準備業務に係るサービス対価1の減額は、開業準備業務に係る要求水準書の未達成による減額のみであり、他の業務に係る要求水準書の未達成による減額はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	契約書 (案)	51	別紙3 1(1) 建設工事保険	保険金額の「建設工事費等」は、様式5-8「解体業務(C)」及び「建設業務費(D)」の合算額と理解して宜しいでしょうか。	建設業務費のみを想定しています。なお、解体業務については第三者賠償責任保険等の必要な保険に加入してください。
40	契約書 (案)	56	別紙7 1 サービス 対価の構成	F A 業務 (SPC管理費含む) 費用については、施設引き渡しまでの費用は「サービス対価1」、施設引き渡し以降の費用は「サービス対価2」に含める理解で宜しいでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。ご質問いただいた費用及び支払方法について、契約書(案) P.56「別紙7 1」及び「別紙7 2(2)イ」を修正します。
41	契約書(案)	56	別紙7 2(2)サー ビス対価1の支 払	SPC開業費用、保険料及びF A 業務 (SPC管理費含む) 費用について、支払方法をご教授願います。	回答No.40を参照してください。
42	契約書 (案)	56	別紙7 2 (2) イ 支払時期	工事監理業務の支払時期は「建設業務等」(解体業務・建設業務)と同じと考えて宜しいでしょうか。	部分払金及び完了払金についてはご理解の通りです。 回答No.40のとおり契約書(案)を修正しています。
43	契約書(案)	58	別紙7 3(2)ウ サービス対価の 改定	改定の計算式が、 $\sim \geq 3.0\%$ となっておりますが、 $1.5\%$ ではないでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。 正しくは $1.5\%$ ですので、契約書(案)の該当箇所を修正いたします。
44	要求水準書	2	第1 4本事業の 範囲	土壌汚染の調査をした結果、対策が必要となった場合の費用は貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	令和元年11月15日付で公表した廿日市市筏津地区公共施設再編事業 募集要項等への質疑に対する回答(第1回目)の回答No45、No46及びNo59を参照してください。
45	様式集	-	様式2-2	各事業者の欄には「印」の記載がありませんが、※注釈には押印することと記載されています。押印をする必要がありますか。	ご指摘ありがとうございます。 様式2-2には押印する必要はありませんが、押印したものを提出した場合に失格となることはありません。
46	様式集	-	様式2-6	①②の工事監理実績を記載する欄が設計実施期間となっておりますが、工事監理実施期間を記載すればよろしいでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。 ご理解の通りです。設計実施期間は工事監理実施期間と読み替えてください。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
47	全般	-	-	SPCへの出資をするが、SPCから直接業務を受託しない事業者はどの立場（構成事業者か、委託事業者か）での参加となりますでしょうか。	該当の事業者以外で参加資格要件を満たし、基本協定書に調印しない（契約未締結等のリスクを負わない）のであれば、委託事業者として参加してください。 参考資料として各事業者の考え方を公表しますので、参照してください。